

第5節 愛着と誇りのもてる生活空間づくり

1 河川における自然環境の保全【河川課】

(1) 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸におおわれ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路^{*1}を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

(2) 生態系や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会に潤いを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施に当たっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、多種多様な動植物が生息しやすい、自然がそのまま残ったような多自然川づくりを進めています。

また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づく河岸の整備などを進めています。

表2-1-18 河川改修事業等による事例

施 工 河 川	内 容 【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民との生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホテル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。 【S63～H24】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。 【H15～H24】
足羽川 (福井市大瀬町～板垣)	表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境を保全に努めています。また、水域から高水敷 ^{*2} への連続したエコトーン ^{*3} の形成にも配慮しています。【H16～H21】

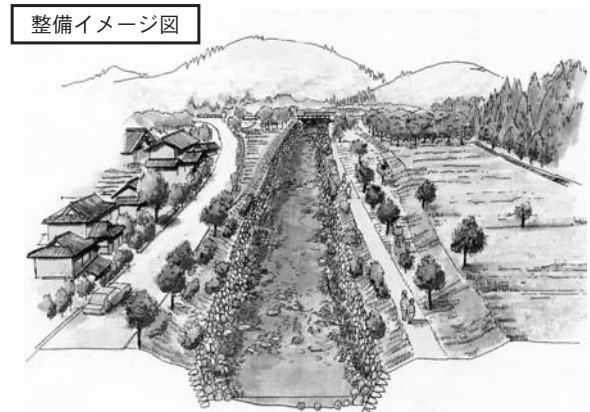


図2-1-19 一乗谷川の整備

*¹低水路：通常の水量が少ない時に、水深を確保するために設けた水路。

*²高水敷：常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。

*³エコトーン：生態系の推移帯

2 海岸における自然環境の保全【砂防海岸課・農村振興課】

海岸保全施設は、本来、国土の保全を目的に整備されるものですが、近年、レジャー指向が強まり、海岸も重要な余暇空間として位置付けられるとともに、海岸には魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、海岸に配置される施設についても、環境に対する配慮が求められています。

海浜空間をよりよい環境として維持・保全していくため、食見海岸等では、景観に配慮して、人工リーフ*1の整備を行っています。人工リーフは、岩礁帯に生育する底棲生物*2が集まって来るなど、構造物の性能を損なうことなく、生態系に悪影響を与えず、むしろ環境改善に繋がる場合もあるといわれています。

今後とも、自然景観や生態系を考慮し、自然環境を保全しながら海岸づくりを行うとともに、自然と人間が共生する海浜空間の形成に努めることとしております。

表2-1-20 自然環境や景観に配慮した海岸保全事業

海岸名	食見 (若狭町)	浜住 (福井市)	高佐茂原 (越前町)
事業主体	県	県	県
平成20年度 事業内容	人工リーフ 長さ11m	人工リーフ 長さ42m	人工リーフ 長さ27.6m



水面下に設置された人工リーフ（食見海岸）

3 漁港・港湾施設における環境配慮【水産課・港湾空港課】

漁港・港湾施設の整備に当たっては、施設の機能向上に加え、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

平成21年度は、おおい町にある和田港尾内地区の「うみんぴあ大飯」において、昨年度に引き続き、環境緑地として海沿いに芝生広場を整備しています。



和田港（尾内地区）

また、福井市の茱崎漁港海岸では、背後地の防護および快適な海浜利用のため、親水護岸や駐車場、トイレなどの海浜レクリエーション施設を整備しています。



茱崎漁港海岸（福井市）

*1人工リーフ：海岸線から離れた沖側に、砂浜にほぼ平行に設置され、周辺の景観に配慮して本体を水面下にとどめた施設を人工リーフといいます。上部の幅をかなり広くとることにより波の勢いを弱め、越波を減少させる効果を発揮します。

*2底棲生物：代表的なものとして、各種海藻や巻き貝、カキ、サザエ等があげられる。

4 溪流の整備【砂防海岸課】

溪流は、その水が人々の日常生活に利用されているばかりでなく、多種多様な生物の生息の場でもあり、潤いとやすらぎのある空間を創出する源にもなっています。そのため、大出水時は土砂流出を抑制し、中小出水時は適切な土砂を下流域へ供給することにより溪流環境の保全を図る「透過型堰堤」を採用し、地域の自然環境にやさしい事業を推進しています。

平成20年度は、天神川^{てんじんがわ}(鯖江市)において施工しました



天神川の透過型堰堤

5 斜面の整備【砂防海岸課】

昭和40年代から急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進してきましたが、その多くは、危険斜面の崩壊を防止し、安全性を向上させることに主眼を置いていました。

しかし、近年、潤いのある緑豊かな空間を形成することが求められており、危険斜面の整備に当たっても安全の確保に加え、景観の保全や斜面空間の利活用を配慮した「急傾斜地崩壊対策事業」や「地すべり対策事業」を進めています。

平成20年度は、吉崎地区(あわら市)においてアンカー工法による施工を行いました。



吉崎地区

6 採石場、土採取場跡地の緑化【地域産業・技術振興課、砂防海岸課】

碎石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠な資源です。しかし、その原料である岩石の採取に当たっては、大規模な森林開発を要する場合が多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、平成21年12月現在、25か所の露天掘の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採し、表土を除去後、地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて岩石採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取に当たっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導してい

ます。

また、県土採取規制条例に基づき、土の採取に伴い災害が発生するおそれのある区域を土採取規制区域(県内24区域)として指定しています。規制区域内において土の採取を行おうとする者は、知事の認可を受けなければなりません。

また、土の採取に伴う災害防止や県民の生活環境の保全のために適切な措置がとられること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。なお、樹木のうち景観上重要と思われるものについては、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については植草、植樹や種子吹付け等により緑化を図るよう指導しています。さらに、採石、土採取が適正に行われるよう、県では巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

7 自然環境、景観に配慮した道路整備【道路建設課】

国・地方を通じた厳しい財政状況、少子高齢化、地方分権や環境問題など、道路行政を取り巻く経済社会情勢が大きく変わってきており、これらに的確に対応するため「道路の将来ビジョン」を策定し道路整備を進めています。

「道路の将来ビジョン」の中では、環境問題に関する道路行政の課題として渋滞の解消や自動車交通量の抑制などを取り上げており、また、道路施策の基本目標として「公共交通機関との連携・支援」および「環境との調和」を掲げています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低環境負荷型社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めます。

「環境との調和」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、沿道環境の保全に配慮した道路整備を進めます。

表2-1-21 「道路の将来ビジョン」概要

基本目標	重点施策
公共交通機関との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○パークアンドライドの支援 ○バス路線における渋滞ポイントの解消 ○駅へのアクセス道路の整備
環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ○バイパス道路の整備による渋滞の解消と走行速度の向上や交通需要マネジメント(TDM)^{*1}などによる交通量の抑制 ○遮音壁や低騒音舗装などの道路騒音対策、街路樹植栽などによる道路緑化 ○循環型社会をめざし、建設副産物の発生抑制、建設資源のリサイクルを推進 ○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化、エコロード^{*2}などの道路整備を推進

8 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分対応し、住民に理解される効果的な整備を図る観点から、路線全体計画調査において自然環境調査を行い、ルートを選定や林道の設計、施工上の留意点を明らかにした上で、工事を進めています。また、①周辺環境との調和を図るための間伐材等の木製構造物の活用、②工事等で発生した木の根、梢端部分などのチップ化、法面保護工の緑化材料への混入による木質資源の循環利用など、自然に優しい林道整備に取り組んでいます。



間伐材丸太伏工

9 景観づくり【都市計画課・都市整備課・営繕課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体^{*3}が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規

制が可能となっています。

県では、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域

^{*1} 交通需要マネジメント(TDM)：自動車利用者の交通行動の変更(パーク・アンド・ライド等)により公共交通の利用を促すなど、都市または地域レベルで交通需要を調整・抑制し、道路交通における混雑を緩和する手法のことです。
^{*2} エコロード：エコロジーとロードを組み合わせた和製英語であり、豊かな自然環境を保全するため、生態系にきめ細かく配慮した道路のことです。例として中部縦貫自動車道路(永平寺大野道路)や国道162号(阿納尻～田烏バイパス)があります。
^{*3} 景観行政団体：景観法に基づき景観行政を担う主体。県と協議し、同意を得た市町が景観行政団体となり、それ以外については県が景観行政団体となる。

の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担うことが望ましいと考えており、平成21年12月末時点において、11市町(小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市)について景観行政団体となることに同意しています。また、大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市が景観計画を策定しています。今後、市町の景観計画策定など景観法の活用を推進していきます。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しています。

10 公共施設の緑化推進【営繕課】

「公共建築物計画の基本方針」において、公共施設の整備に際しては、敷地の周囲には植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物まで、7m以上を確保するよう定めています。

平成18年度に完成した県立病院関連施設において

また、平成22年1月には、屋外広告物の許可基準等を見直し、規制を強化した改正条例が施行したほか、大野市においては、その地域特性に応じさらにきめ細やかな基準等を定めた独自の屋外広告物条例が施行されています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協同して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取り組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

11 産業団地の環境施設整備に対する補助【企業誘致課】

県では、企業立地の促進および地域社会と産業団地の調和を図り、地域振興に資することを目的として、産業団地整備事業を実施しています。

この事業では、産業団地を生産施設だけでなく、

は、地上部分に植栽帯を設けるだけでなく、憩いの場として利用できるように屋上に緑地を施しました。

今後とも、施設の計画に当たっては、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設等の緑化推進を図っていきます。

12 歴史的文化的環境の保全【文化課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔(国宝)、一乗谷朝倉氏遺跡(特別史跡)などの歴史的遺産や文化的環境が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産等を文化財として指定し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財保護および歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

(1) 文化財の指定等の現況

①指定の現況

平成20年度では、新たに国指定で2件(建造物2

自らも快適な環境を創出する場とするために、公園・緑地等の環境施設の整備も補助対象としており、市町または市町土地開発公社が行う整備に対し、対象経費の3分の2以内で補助を行っています。

件)、国選定で1件(伝統的建造物群保存地区)、県指定で3件(美術工芸品2件、無形民俗文化財1件)が指定等され、県指定4件(建造物4件)が解除されました(表2-1-22)。

②保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的文化的環境の保全と活用にも努めています(平成20年度助成21件)。

③現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保全等を行っています(平成20年度許可135件)。

(2) 重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿の民家等の修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています(平成20年度助成5件)。

(3) 登録文化財の登録推進

築後50年を経過している建物や橋等の登録有形文化財(建造物)や登録有形民俗文化財等、登録文化財の登録を推進し、文化的景観の保全に努めています(平成21年3月31日現在82件登録)。

(4) 歴史の道の調査・活用

歴史的な道やその周辺の歴史的遺産の調査結果に基づき、整備計画を作成し、歴史の道の保存・活用を図ることにしています。

(5) 歴史的建造物の保存・活用【営繕課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。これらの歴史的建造物を活用した市町の地域づくりを支援し、歴史的建造物を保存・継承する取組みの拡大を図っていきます。

平成18年度から市町と連携し「福井の歴史的建造物保存促進事業」を実施し、歴史的建造物の外観の改修等に対して補助を行っており、平成20年度は、福井市東郷二ヶ町の「青山家住宅」(写真)の外観の改修など4件に支援を行いました。

また、県内の歴史的建造物のデータベースを作成し、ホームページで公開するなど、情報提供に努めています。



青山家住宅

表2-1-22 指定文化財件数(平成21年3月31日現在)

種 別		国 指 定	県指定	種 類
有形文化財	建 造 物	25(うち国宝2)	24	
	美 術 工 芸 品	78(うち国宝4)	167	絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
無 形	文 化 財	1	4	芸能、工芸技術
民俗文化財	有形民俗文化財	—	9	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
	無形民俗文化財	5	59	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記 念 物	史 跡	24(うち特別史跡1)	29	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
	名 勝	13(うち特別名勝1)	4	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
	天 然 記 念 物	21(うち特別天然記念物4)	31	動物、植物および地質鉱物